

2月18日(月)から税の申告がはじまります

所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています。
 年金受給者で税務署から案内があった人は、指定された日にぜひおいでください。
 例年、3月に入りますと大変混雑しますので早めの申告をお願いします。

市県民税申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)(土・日を除く)

申告会場 生涯学習センター(旧七夕会館)研修室

※市役所税務課では、申告はできません。

受付時間等

	午前	午後
受付時間	8:30～11:00	11:00～15:00
申告相談時間	9:00～12:00	13:00～16:00

※受付順に番号札をお配りします。
 混雑の具合によっては、時間にずれを生じる場合がありますので、ご了承下さい。
 申告期間中は大変混雑しますので時間に余裕をもっておいで下さい。
 お急ぎの人は、久留米税務署での申告をお願いします。

校区公民館4館・小郡交流センターでの申告相談

市県民税の申告は、下記のとおり校区公民館でも受け付けます。

期 日	申告相談会場	行 政 区	
		午前の部 (9:00～12:00)	午後の部 (13:00～16:00)
2月 1日(金)	味坂校区 公民館	平方、光行、 八坂、赤川	上西、宝城南、 下西
4日(月)	御原校区 公民館 (教育集会所)	古飯、宝城北、 二夕	稲吉、下岩田、 二森
5日(火)	くろつち 会館	乙隈、佐ノ古、 松崎	花立、今隈、 吹上、立石
6日(水)	くろつち 会館	井上、上岩田	干潟、下鶴
7日(木)	ふれあい館 三	三国が丘1・2、 横隈、大保	津古、希みが 丘、美鈴が丘、 西島
8日(金)	ふれあい館 三	みくに野団地、 古賀	力武、三沢
12日(火)	小郡交流 センター (旧老人福祉センター)	寺福童、今朝丸、 開1	東福童、西福童、 開2

※上記会場では、確定申告の相談はできません。
 受付時間・申告相談時間は、生涯学習センター会場と同じです。

*** 所得税の確定申告(簡単な申告のみ)**

2月18日(月)～3月7日(金)(土・日を除く)

※3月10日(月)以降は、生涯学習センターでは一切受け付けできません。

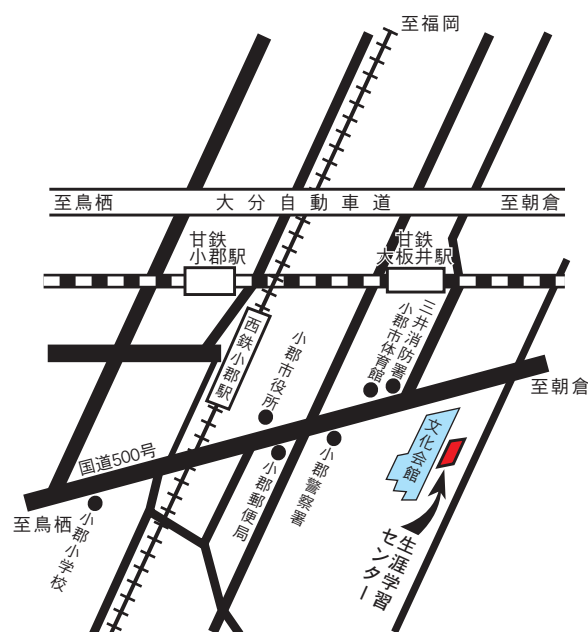
*** 譲渡所得の申告**

2月18日(月)、19日(火)、20日(水)の3日間

平成19年中に土地や建物を売った人のために、税理士が譲渡所得の申請相談に応じますが、税理士は1名ですから相談件数には限りがあります。

上記の日以外は、生涯学習センターでは一切受け付けできません。

会場案内図(生涯学習センター)



■ 問い合わせ先

- 所得税の確定申告については
 久留米税務署 ☎32-4461
 〒830-8688 久留米市諏訪野町2401-10
- 市県民税・国民健康保険税の申告については
 税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125

軽自動車等の申告はお早めに！

軽自動車等の使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡した場合等には、下記の手続き先で手続きをする必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も手続きが必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更等がある場合は早めに手続きしてください。

下表の手続きに必要なものは標準的なものですので、詳しくは手続き先におたずねください。

車種	手続き先	手続きに必要なもの		
		廃車	名義変更	住所変更
125cc以下のバイク、ミニカー、テラー、コンバイン、トラクター等	小郡市税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125	・標識 ・印鑑	・標識 ・印鑑 ・譲渡(販売)証明書	・標識 ・印鑑
軽自動車	軽自動車検査協会久留米支所(久留米市上津町2199-45) ☎21-5680	・車両番号標2枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・解体報告時の移動報告番号	・車両番号標2枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票	・車両番号標2枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の(新しい)住民票
	125ccを超え、250cc以下のバイク	全国軽自動車協会連合会久留米分室(久留米市上津町2199-46) ☎21-8893	・車両番号標1枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証(管轄外の地区等において手続きをされる場合は、住民票・印鑑も必要となります)	・車両番号標1枚※ ・新・旧使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・使用者の(新しい)住民票または印鑑証明書
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所(久留米市上津町2203-290) ☎050-5540-2081	・車両番号標1枚 ・所有者の印鑑 ・車検証	・車両番号標1枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票	・車両番号標1枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の(新しい)住民票

- ※印のついている車両番号標は、他の地域のナンバーの場合に必要です。
- 標識および車両番号標とは、いわゆる「ナンバープレート」です。
- 手続きに必要な住民票は、3か月以内に交付されたものです。

固定資産の情報公開

平成20年度の固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧・閲覧ができます。昨年中(平成19年1月2日～平成20年1月1日)に土地売買や地目変更、家屋の新增築、解体など固定資産に異動があった場合、異動後の内容で課税台帳に登録されます。

大切な財産の確認のために、ぜひご覧ください。

なお、法改正によりプライバシー保護要件のもと、他の資産と比較可能です。

●縦覧・閲覧場所および問い合わせ先 税務課資産税係☎72-2111内線122、123

	縦覧制度	閲覧制度
範囲	他の土地・家屋の価格との比較が可能	関係する固定資産の課税内容を見ることが可能
期間	4月1日～5月1日(市役所閉庁日を除く)	4月1日～翌年3月31日(市役所閉庁日を除く)
利用できる人	・本市に固定資産税を納税している人 ・上記と同居の親族 ・納税管理人	・本市に固定資産を所有している人 ・上記と同居の親族 ・借地(家)権、その使用収益権者等
手数料	無料	有料(縦覧期間中は無料)